

## 特定医療費（指定難病）助成制度 転入手続について

横浜市に転入された方が、転入前と同様に特定医療費（指定難病）助成制度を利用される場合は、横浜市で新規申請をしていただく必要があります。

必要書類をご確認のうえ、各区役所(高齢・障害支援課)へ持参又は市役所(医療援助課)へ郵送でご申請ください。

※横浜市の「[新規申請の手引](#)」も併せてご参照ください。

### 1 申請に必要な書類について

提出書類は次のとおりです（新規申請に準じます）。

#### (1) 必ず提出していただく書類

- ア 特定医療費支給認定申請書（新規用）
- イ 転入前の自治体が発行した、申請日時点で有効期間内である受給者証のコピー（全面）  
※有効期間が切れている場合は「臨床調査個人票」が必要です。
- ウ 健康保険証のコピー（患者さんご本人と支給認定基準世帯員分）
- エ 特定医療費支給認定にかかる個人番号申告書

「新規申請の手引」11ページの（3）～14ページをご参照ください。

#### (2) 該当する方のみ提出していただく書類

- ア 申請日受理日時点で、転入前の自治体が発行した受給者証の有効期間が終了している場合は臨床調査個人票が必要です。
- イ 自己負担上限額の算定に必要な書類（課税証明書等）、その他の書類は「新規申請の手引」をご確認ください。

## 2 転入手続後に発行される受給者の有効期間について

### 横浜市が発行する受給者証の有効期間

●有効期間開始日：

申請受理日

●有効期間終了日：

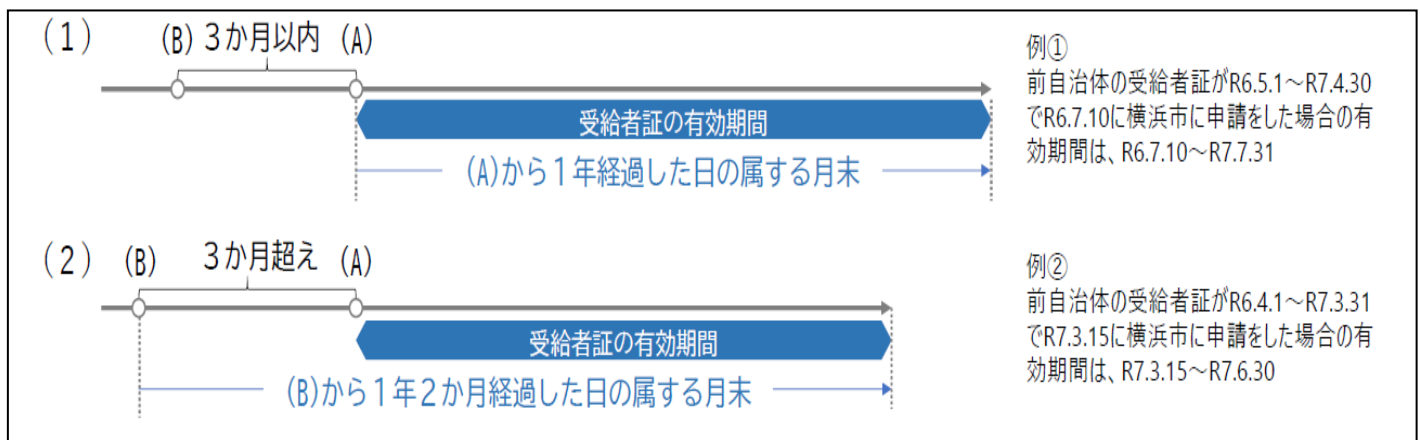
横浜市での申請受理日(A)と、他自治体の受給者証の有効期間開始日(B)を比較し、以下の区分で設定された日

(1) (A)と(B)とが3か月以内の場合

横浜市での申請受理日から1年を経過した日の属する月の末日

(2) (A)と(B)とが3か月を超える場合

他自治体の受給者証の有効期間開始日から1年2か月を経過した日の属する月の末日



※窓口申請の場合は各区役所高齢・障害支援課が、郵送申請の場合は横浜市健康福祉局医療援助課が申請を受理した日

**【注意】**転入前の自治体(都道府県や政令指定都市)が発行した受給者証は、横浜市への申請日以降は利用できなくなります。

転入前の自治体が発行した受給者証の有効期間終了後に横浜市に申請をする場合、通常の新規申請(診断書が必要)になりますのでご注意ください。

## 3 申請先・お問合せ

◆ 区役所窓口(各区高齢・障害支援課)

窓口での申請受付を行います。

お住まいの区役所の高齢・障害支援課までお問合せください。

◆ 市役所(健康福祉局 医療援助課)

郵送での申請受付を行います(窓口受付は行っていません)。

なお、区役所の窓口で受け付けた申請についても、申請内容の審査や受給者証の発送は、市役所一括して実施しています。

横浜市健康福祉局医療援助課 難病対策担当までお問い合わせください。